

議事日程第3号

令和4年 第3回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和4年9月26日（月）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

- 日程第1 陳情第4号 さつまいも耕作継続支援についての陳情書
(審査結果について、文教産業常任委員長報告)
- 日程第2 議案第43号 令和4年度錦江町一般会計補正予算（第6号）について
(町長提出)
- 日程第3 議案第44号 錦江町奨学基金条例について
(同上)
- 日程第4 認定第1号 令和3年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について
(同上)
- 日程第5 認定第2号 令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
(同上)
- 日程第6 認定第3号 令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算の認定について
(同上)
- 日程第7 認定第4号 令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計歳入歳出決算の認定について
(同上)
- 日程第8 認定第5号 令和3年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計歳入歳出決算の認定について
(同上)

日程第9 認定第6号 令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
(町 長 提 出)

日程第10 認定第7号 令和3年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
(同 上)

(日程第4認定第1号から日程第10認定第7号まで一括上程、
審査結果について決算審査特別委員長報告)

日程第11 議員の派遣について

日程第12 委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 会

令和4年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和4年9月26日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏 朗		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	坪内 裕二郎	会計管理者兼会計課長	鳥 越 幸 一
未来づくり課長	中 島 裕 二	住民生活課長	川 路 洋 志
政策企画課長	高 崎 満 広	観光交流課	木 下 勝 幸
介護福祉課長	笹 貫 新 一 郎	産業建設課長	荒 木 義 文
健康保険課長	猪 鹿 倉 勝 志	教育課長	菖 蒲 洋 二
住民税務課長	落 司 毅	<small>政策企画課 病院再整備対策監</small>	内 木 場 博 之
建設課長	宮 園 守	総務課財政管係長	今 村 学
<small>産業振興課長兼 農業委員会事務局長</small>	池 之 上 和 隆	総務課総務係長	山 王 洋 介
職務のため出席した者			
議会事務局長	永 吉 和 幸		

令和4年 第3回 錦江町議会定例会会議録

令和4年9月26日(月) 午前10時00分

錦江町議会議場

	開議
○笹原議長	これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 陳情書第4号
○笹原議長	日程第1、陳情書第4号、さつまいも耕作継続支援についての陳情書を議題とします。議長をここで副議長と交代いたします。
	(笹原議長、議長席から降壇、落司副議長、議長席へ登壇)
○落司副議長	しばらく休憩します。
	休憩 10:01 再開 10:02
○落司副議長	それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。 地方自治法第117条の規定によって、11番、中野君、13番、笹原君の退場を求めます。
	(11番、中野議員、13番、笹原議員 退場)
○落司副議長	では、本件につきまして、文教産業常任委員長の報告を求めます。厚ヶ瀬常任委員長。
	(厚ヶ瀬文教産業常任委員長、登壇)
○厚ヶ瀬文教産業常任委員長	皆さん、おはようございます。文教産業常任委員会に付託されました、陳情書について、ご報告いたします。 当委員会に付託された、サツマイモ耕作継続支援についての陳情書は、錦江町さつまいも振興会から出されたものであり、審査を終了しましたので、その経過と結果及び委員会の意見について報告します。 審査の経過と結果 陳情の趣旨は、3年前より、基腐病に悩まされ減収となり、国や町より支援をもらい、さつまいも耕作を続けているが、未だに確実な予防策もなく、さらに、反収が下がる中、原油高騰などによる資材などの経費もかかり、借地料は以前と同じ金額を支払っており、サツマイモに耕作に見切りをつけ、やめていく人もいます。こうした状況に置かれているサツマイモ農家に作付継続支援として、耕作面積10a当たり、1万円の支援の陳情となっております。 令和4年3月4日に全員出席されましたが、笹原委員においては、従事する業務に直接、利害関係のある事件であったため、地方自治法第117条の規

定により、退場を求め、笹原委員以外の委員で審査を行いました。

委員からの意見として、陳情に対する情報が少ないとのから、審査の充実を図るため、錦江町さつまいも振興会の代表者を参考人として意見を求めることにし、継続審査と決定しました。調査時期については、委員長に一任しました。

次に、令和4年5月27日に全委員出席されましたが、前回同様、笹原委員においては、従事する業務に直接利害関係のある事件であったため、地方自治法117条の規定により、退場を求め、笹原委員以外の委員で審査を行いました。

今回は、陳情の審査の充実を図るため、参考人として、錦江町さつまいも振興会から3名の出席を求め、栽培面積や反収実績など、以前との比較や令和4年度作付面積などの説明を受けました。委員から、全てのサツマイモ農家が残渣を残さない。品種を変える、水はけをよくするなどの基腐病対策を行っているのか、の質疑に全てが確認出来ていない。基腐病は全ての農家で発生しているのかの質疑に、昨年度は、出方の多い少ないはあるが、全ての農家で出ているということでした。

そのあと、説明員として産業振興課長、農政技術補佐及び経済チーム員の出席を求め、これまでのサツマイモ生産農家への過去の支援状況等について、説明を受けて、審査を行いました。

委員から、国、県の補助について、反当どれぐらいの補助がされているのかの質疑に、他作物の転換で3万円、継続だと減収に応じて、1万から2万円、今年振興会で採択を目指している補助などがあるのかの質疑に基腐病対策の事業は、今年はまだ事業化されておらず、6月から調査が始まり、蔓延の注意報が出たら12月頃に事業化される。5月10日に行った調査では、まだ発生していない等が出されました。今年度は基腐病の発生が見られないことから、現地調査を行うなどし、今後の状況を注視するなど、引き続き調査していくことで、継続審査と決定しました。調査時期については、委員長に一任しました。

次に、令和4年9月15日に全員出席されましたが、これまで同様、笹原委員においては、従事する業務に直接利害関係のある事件であったため、地方自治法第117条の規定により、退場を求め、笹原委員以外の委員で審査を行いました。

今回は現地調査を行い、産業振興課経済チーム員から、昨年度からすると、本年度の作付面積は、大隅地方で錦江町と鹿屋市が増えている。8月31日現在で、錦江町で被害がなかった割合が、昨年18%に対して、本年度は91%であるとの説明がありました。

	<p>審査において、基腐病に対して対策され、基腐に関しては回復傾向に向かっている。今ここで、基腐に対して、補助をとというのは難しい印象を受けた。基腐が出たための補助ということであれば、今年度の状況を見る限り、助成は難しい。三種菌などといった自然由来の菌を使い、基腐の病原菌などが、ある程度、駆除できるような傾向が見られれば、このような取組に対しては、何らかの助成があってもいい。他の作物にも使えるような何らかの助成を町で用意することで、農家への平等性、公平性も保てる。一反当たり幾らという補助でなく、その対策をする資材とか、薬とかに対しての補助を考えなければ、何もしない人にも、同じように補助するというのはおかしい。農家も持ち込まない、残さない、増やさない、それを徹底すれば、ある程度防げる。連作を避け、ローテーションを考えたり、飼料作物と交互につくるなどの努力によって、効果が上がっている。総合的に農家を考えて場合、肥料、飼料、資材など上がっている。などの意見が出されました。以上のようなことから、当陳情は不採択とすべきものと意見の一致をみたところであります。</p> <p>なお、この陳情に対する討論はありませんでした。委員会の意見として、耕作面積 10a 当たり 1 万円という支援の陳情であれば、現在の状況を見る限り、基腐病に対する被害は少なく感じる。よって、不採択すべきものと決定したが、資材、飼料、肥料等の高騰については、さつまいも農家のみならず、ほかの作物を作る農家も一緒である。執行機関においては、農家全体に対して、資材、飼料、肥料等の高騰した分や、新しい被害対策の取組等に対して補助をするなど、農家を支援する対策を検討されたい。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
○落司 副議長	では、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○落司 副議長	質疑なしと認めます。
	(厚ヶ瀬常任委員長 降壇)
○落司 副議長	次に、討論に入ります。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○落司 副議長	<p>討論なしと認めます。これから陳情第 4 号、さつまいも耕作継続支援についての陳情書を採決いたします。この採決は起立によって行います。</p> <p>この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。陳情第 4 号、サツマイモ耕作継続支援についての陳情書は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。</p>

	(起立する者なし)
○落司 副議長	起立少数です。したがって、陳情第4号、さつまいも耕作継続支援についての陳情書は、不採択とすることに決定いたしました。 ここで、11番、中野君。13番、笹原君の入場のため、しばらく休憩します。
	休憩 10:13 再開 10:14
○落司 副議長	休憩を閉じて会議を再開いたします。議長を交代します。
	(落司副議長、議長席から降壇、笹原議長、議長席へ登壇)
	休憩 10:14 再開 10:15
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開いたします。
	日程第2 議案第43号
○笹原議長	日程第2、議案第43号、令和4年度錦江町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長、登壇)
○新田町長	それでは議案第43号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額が175万2千円の増額で、累計は67億5,537万5千円となりました。 主な内容につきましては、歳出が新型コロナウイルス見守り支援業務委託料を50万円、自治会簡易水道事業補助金を61万4千円、並びに学校樹木伐採等業務委託料を54万5千円それぞれ増額するものでございます。 また、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を50万円、就業構造基本調査委託金を3万7千円、並びに、財政調整基金繰入金を121万5千円それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金から18款繰入金までと、歳出2款総務費から10款教育費までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	新型コロナウイルス見守り支援業務の委託金50万について伺います。 これは、町で単独でされるという意味だろうと思いますが、1人どれぐら

	いの支援をされるのか、そして菌が保菌するその期間というのが、大体 10 日間というようなことで聞いておりますが、何人分、何日分の支援をされるのか、50 万の基礎算定を示してください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長
○新田町長	<p>はい。それでは川越議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>この支援策につきましては、単独事業ではございませんで、先ほど提案理由の中に申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を充当するものでございます。</p> <p>支援内容につきましてはですが、支援期間は 7 日以内、濃厚接触者は 5 日以内、そして、本日、議決を予算の可決をいただいて、以降の方を対象に実施するものでございます。</p> <p>内容といたしましては、食品の提供、1 食 500 円以内、それを 1 人 1 日 1,000 円以内、という形で、最低限の生活支援を行うものでございます。</p> <p>取扱いについては、社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会が運営をするというような形を考えているところでございます。以上です。</p>
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8 番、川越君。
○8 番 川越議員	すいません、県を通じて保健所あたりが、物資の支援をしていると思うんですが、これはまだ続いているんですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい、県のほうにつきましてもですね現在、継続しているものでございますが、私どもが、これまで考えました状況を把握しましたときに、県のほうに、感染しましたよと、食品の提供が必要ですよというご依頼をされたとしても、非常に感染が拡大中でございまして、なかなか届かないと。私ども地域のまちづくり懇談会の中でも、子どもがもう就学し始めてから届いたという事例もございましたので、そういった制度はあるものですね、できるだけ迅速に感染者に対する支援をしないといけないなというようなことを考えてですね、今回実施するものでございます。説明の漏れがございましたらいけませんので、健康保険課長に補足をさせます。</p>
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	はい、健康保険課長。
○猪鹿倉健	それでは議員の質問にお答えいたします。県の食糧支援については、コロ

康保険課長	ナフォローアップセンター鹿児島、こちらのほうが支援をするように引き続き、支援するようになっております。ただ、陽性と判定された方が、ご自身で登録をしていただければなりませんので、そういうところがございますが、電話であったりとか、FAXであったりとか、そのような形でも登録ができるというふうには聞いておりますので、引き続き、そのような制度と連携した支援というふうになってくるのではないかとというふうに考えております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	関連しますが、21日以降新聞紙上では市町村名で感染者が知らせがありません。それ以降、錦江町の状態、感染者の状態というのがわかっていたら教えていただきたいと思います。
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	それでは、ご質問にお答えいたします。県が20日以降、全数把握をやめて今、それぞれ感染者については、日ごとの感染者、そして年代ごとの感染者の発表に切替えておりますけれども、市町村ごとについてはですね、今も保健所のほうでも把握が出来ていない状況というところでそこについてはですね、県のほうで指定している65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがありかつ、コロナの治療薬の投与が必要な者、そして重症化リスクがあり、かつ、コロナの罹患によって、新たに酸素投与が必要な者、妊婦、これらの方々でしか把握がされておられませんので、こういった情報以外の方については保健所のほうでも把握が出来ていない状況となっております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○7番 池田議員	はい、7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	歳出7ページです。10款の教育費委託料ですが学校樹木伐採等業務委託の54万5千円。これ危険な樹木等の伐採だと思いますが、主なその学校の樹木等についてありましたら、説明をお願いします。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	はい、教育課長。

○菖蒲 教育課長	はい、池田議員のご質問にお答えします。この件については、8月上旬に県内小学校でイチョウの木の枝が折れ、校長先生が下敷きになり、お亡くなりになる事故が発生したことを受けまして、町内小学校の樹木を点検した結果、事故につながる危険性の高い樹木はございませんでしたが、古木や変状している樹木があることから、樹木の伐採や枝の剪定を行い、学校の安心安全な環境を確保するために、計上させていただいたものです。中身につきましては背の高い、ヤシの木があります、そういう伐採。それから学校のシンボルツリーとなっておりますセンダンの木の枝の剪定、そういう諸々を入れまして約40本ほどを剪定、伐採する予定でございます。以上です。
○7番 池田議員	はい、7番。
○笹原議長	はい、7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。今回また新たにですね、強い台風14号が来たんですが、また新たに危険なものも増えてますか。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	はい、教育課長。
○菖蒲 教育課長	はい。今、質問にお答えします。学校によってはですね、PTAの方が、チェーンソーで、運動会前だったりして、切っていただいた部分もありますが、学校内で台風の後には、また、切らないといけない、剪定をしないといけない部分も増えておりますので、その辺も見ながらやっていきたいと思っております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第43号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。お諮りします。議案第43号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第43号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第3、議案第44号
○笹原議長	日程第3、議案第44号錦江町奨学基金条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	<p>議案第 44 号、錦江町奨学基金条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、奨学制度を再編し、錦江町で育った子どもたちの学ぶ機会の確保や地域に限らず、各地で活躍する人材に成長することを支援することを目的に、新たに基金を設置したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8 番、川越君。
○8 番 川越議員	<p>奨学制度を再編されるということで提案理由になっているわけですが、本町には奨学金貸付制度というのが基金があるわけですが、今回、この奨学資金貸付基金については、学資あるいはちょっとした生活費みたいな形で、1 万から 2 万ぐらいのひと月貸付金というふうにして、現在進んできております。8 月の 22 日の監査結果を見ると、基金 5,500 万に対して、貸付額が 1,500 万というような形で、4,000 万あたりが残ってるというようなことが事実であります。</p> <p>そこで、そういうことも踏まえて、今回その、子どもたちのということとはぐっと年齢を下げ、いろんな形で学ぶ機会をつくりたいと。人材、これから成長を見守っていくような基金にしたいというふうになっているわけですが、ちょっとこの具体例が見えません。どのような考え方でこれを再編されるのかお聞きします。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい、川越議員のご質問にお答えいたします。まず、年齢については、従前と同じ、高校生からの就学生というふうに考えております。これまでの基金自体が、高校生、月額 1 万 5 千円、それから大学生以上の専門学校も含めてですけれども月額 2 万円という、修学基金でございました。これにつきましては、議員ご指摘のように、令和 3 年度末の貸付け者が 39 名ということで、なかなか貸付のほうも、そんなに進んでないという状況もございました。</p> <p>そしてこれまで、議員の皆様方からも、各方面からいろいろご質問、ご指摘を受けていたところでございますけれども、やはり、まず錦江町内における、学びの機会の創出ということを大事にしたいというところが、まず私が考えたところでございます。</p>

	<p>それから、やはり子育て世帯については、国もおっしゃるようにしっかりと支援していかなければいけないという時代背景もございまして、現行の1万5千円と2万円という、支援内容について非常に中途半端な状況であろうかと。ほかの奨学金とも兼ね合わせましてもですね、ちょっと十分ではないというようなことを考えたところでございます。</p> <p>今回、基金条例を創設しまして、今、イメージしておりますのは、奨学ローンという形で、町が基金をお貸しするのではなくて、包括連携協定を結んでおります、金融機関から保護者の方々が、奨学ローンという形で低利の融資を受けられて、それに対する償還がなされたときに、私どもが、例えば、利子でしたら利子を補助する。利子については全額、今想定しております、利息が0.15%ですので、それについては私どものほうから、全額補助をするということ。</p> <p>それから、私どもの在学中、それから卒業後3年以内に町内の母校、学校でですね、大学生活等の講話、それからインターンシップ、いろいろと町の子どもたちと繋がることとございまして、そういった活動をしていただければ、まずは10%元金を免除しましょうというようなことを今想定しております。今後につきましては、以前、議員のほうからもございましたように、医療従事者とか、不足する従事者に対する対応も考えたほうがいいのではないかとというご意見もございましたので、今回、私どもが想定しています、奨学ローンの貸付け月額としましては、まず、高校生3万円、それから大学生等が5万円、そして、医学部、歯学部、獣医学部、薬学部、こういった医療系の学部、学科につきましては8万円というようなことを想定しております。</p> <p>こういった形で、私どもの子どもたちの就学の支援を進んで支援してまいりたいというのが、今回の制度の概要でございます。基金につきましては、まだ、予算を今回、計上をさせていただいておりませんが、年度末を目途にですね、まずは、1億円の基金を積んで、ふるさと納税等でしっかりと支援をして、増資をしてまいりたいというようなことを考えているところです。以上でございます。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>町長がおっしゃることはよく分かるんですが、先般、同僚議員からも、そういう医療従事者については、いろんな高額な教育資金があるので、どうかその辺は考えるべきではないかというようなことでありましたけれども、これ、別に基金積まなくても奨学貸付基金の例えば規約の中とか、規定の中で金額を上げていくという方法ではだめなんですか。</p>

	<p>お話を聞く部分ではその金融機関とタイアップし、利息もその補給をしていくと、利息補給もしていくよというようなことではありますけれども、新たに基金を設けてやるべき希望をされるわけですよね。どうしてですか。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。議員ご指摘のとおり既存の基金につきましては、奨学資金貸付基金条例となっております。あくまでも貸付けというのが前提で、元金を取崩していきますよね、というようなことでございます。</p> <p>今回の制度は、金融機関の金融ローンを借りられて、それを返済されたときに、町からその返済証明書に対して、その方に補助をするという形でございますので、現行の基金条例では、対応は出来ないというふうに考えております。</p> <p>したがって、新たに基金を立ち上げて、今の私どもの考えではですね、この現行の基金条例につきましては、もう、新たな貸出しは実施しない。</p> <p>したがって、9月最終本会議で急ぎましたのは、この制度に基づく就学者に対するPR活動を進めて、窓口も金融機関へのご相談であったりとか、いろいろと揃えていただく書類が変わってきますので、そういったものを早めに制度設計するために、基金条例という根拠のものを新たにつくった次第でございます。以上です。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>1つ伺っておきますが、医療従事者、特にドクターについては、8万円というような高額ですが、これについては、卒業後、錦江町に残っていただき、その医療に従事をしていただくというような縛りがあるわけですか。</p> <p>そこまで規定されますか。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>今回のですね基金全てにおいてですが、ここに居住しなければいけないという立付けはしておりません。あくまでも、ここに居住していただければ、返済がある10年間で、居住、住所を置かれて、ここで就業されることに対しては、その返済期間分については、補助をしましょうと。単年度、単年度ですね。ということです。例えば、大学を出られて30歳で、錦江町に住所を置かれて、錦江町内の病院で勤務されたとする場合に、通常の卒業が24歳ですので、24歳から6年間は返済が始まるわけですね。その先生方というのは、その間に、例えば30歳で錦江町内に住まれたとすると、残りの</p>

	<p>返済が4年残りますから、4年については何らかの対応を元金免除が出来ないかというのは考えてはいきますけれども、あくまでも、低利な奨学ローンでございますので、これをできるだけ活用していただいて、確実に先ほど申し上げたように、就学中もしくは、就学後3年以内に錦江町でのインターンシップでありましたりとか、子どもたちの講話等をしていただければ確実に1割は、元本を補助するわけですので、従前の奨学金制度よりもその分はプラスになっていると。</p> <p>それから、住所を置いていただいた方々には、その分を元本を10年間の償還の中でですね、残りの住所がある期間は元本免除しようというようなところを今、制度設計をしているところです。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	はい、12番、落司君。
○12番 落司議員	<p>条例の設置第1条のところで、奨学ローンの返還をした場合の補填財源としてっていう形で今、町長から説明があったんですけども、イメージとして、金融機関からですね、その借りるっていうことに対しての経済的状況が例えばその、今の状態で学習援助が必要な方とかもいらっしやる中で、そういった方々の経済状況で金融機関が、ローンを組んでくれるような形になるのかってところも、やはり心配なところではないかなというふうに考えます。そういったところへの対応ってというのは柔軟にできるような形の制度になっていくのでしょうか。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい、落司議員のご質問にお答えいたします。今、おっしゃったように、当然ローンの貸出し基準として、審査が入りますので、やはり保護者の方々の経済状況というのが影響はするかというふうには思っております。ただ、これまでの奨学資金よりも、私どもとしては、1割免除をかけたか、それからこちらに帰ってきていただくことによってその部分を、元本免除をかけたかというわけですので、やはり、資金制度というのは、ある程度、安定的な運用ができなければ、現行の奨学基金につきましても、議員の皆様方にも数年前に非常にご迷惑をおかけしたことがございました。</p> <p>したがって、やはり借入審査というのは、金融機関を通じて適正にしていたかなければいけないことかというふうには思いますし、町だから償還をしなくてもいいというわけでもないですし、ただ、議員ご指摘のように非常に貧困家庭等についてはどうするんだということではございますけれども、そ</p>

	の分を私どもとしてはしっかりと融資審査に通るように、保護者の皆さんに頑張ってもらってその分は、町からの返済の補助とか、そういう形で還元していきたいというのが、私どもの考えでございます。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	そうですね当然、町のお金だったりするので、あげるということは、確実に出来ないというのは理解した上で、やはりそういった家庭も増えていく中で、やはりそのどうしても親の経済状況が、やはり子どもの教育の学ぶ場っていうのにはもう直結してしまいますので、やはりその辺りはですね、やはり十分に考えていただきながら、町としても、いろんなサポートを今後されていくとは思いますが、そういったところで、充実していただくような形をとっていただき、やはりですね学ぶ機会が平等に与えられるような状況をですね、つくっていただきたいと思えます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	はい。ちょっと伺います。現在高校生、1万5千円、大学生が2万円ということで、この方たちはほかの金融機関からやっぱ借りてるという方が結構いらっしゃるんですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、浪瀬議員のご質問ですけれども、現行の奨学金制度月額1万5千円、大学生の2万円というところについては、私どもとしては町としてはですね、併給調整をかけておりませんので、ほかの例えば、よく全国的に支援を受けている独立行政法人、日本学生支援機構とかですね、それから一般の金融機関さんからの奨学ローンとかと併給はされていることはあると思えます。現行はですね。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	やはりですね、高校生1万5千円で、高校を卒業したときには、子どもが返していくという現在の奨学資金貸付なんですけど、やはり、これは多分ですね、親が返してるのが多いと思うんですよ。就職をして、いろいろアパートを借りたりしていく中で、1万5千円、その給料を引かれた分からですね、

	<p>すね、それと、例えば、先ほど落司議員からもありましたように貧困家庭については、どのような対策を考えるのかっていうのは、また別のものとして、やっぱり制度上考えなきゃいけないのかもしれない。ただ、したがいまして、私どもとしては現段階では、2つの奨学金制度を残すことは考えておりません。非常に、今の旧来の奨学金に対する厳しい状況が、なかなか改善出来ていない状況でもございますので、そこは、やはりお借りいただく方々もそれなりに責任を持って、お借りいただくと。それから、先ほど言うように町に帰ってきていただく1つのUターン施策の基軸としますと、帰っていただくことによって、その方々は、将来、奨学金をお借りしても、返済は一部は先行で、1年分は毎年返済していただきますけど、翌年度に必ず補助が入っていきますので、実際、かかる奨学金の返済というのはないということも、考えているところでございます。</p>
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	<p>町長が今言われるように奨学貸付金2つあっても、あれなんでしょうけれどもですね、やっぱちゃんと、もらってないっちゃうのも、事実であるわけですけども、その時は返すつもりで借りてるわけですから、ある程度、借りやすい方向と、それから旧田代町時代はですよ。奨学資金、借りて、卒業後5年間、そのまま田代に帰ってくれば、もう免除しますということだったわけですよ。それで、そういうことで、合併後もそれが残ってたんですが、帰ってきたとか、こっちは帰ってないんじゃないのとかは、ちゃんと入れてくださいよ、うちのは帰ってたとか、そういうトラブルもあって、結局町側がもうほんならいいですと。貰わなかったというのもありますので、ちゃんとその辺はですね、ちゃんとしていただきたいと思います。以上です。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。おっしゃる通りそれについては教育委員会としても非常にですね、苦慮しまして、奨学基金の貸付金の不納欠損をご相談させていただくという、非常に厳しい状態で議会のご理解いただいた上でですね、処分させていただきましたので、今回の制度設計に当たってはですね、そういったことがないように、しっかりと借りていただいたものは、しっかりと返済していただく。返済していただくための施策として、この地に戻ってきていただいたり、この地で教育をまた還元していただければ、それなりの補助として、その方々を支援していくという制度にしっかりと確立してまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>

○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	関連して、先ほどは町長が、生活困窮家庭の方々に対して、同僚議員からも出た金融機関から100%借りられるっていう保証がない状況の中で、学ぶ機会は、与えなければいけない。そうなったときに、併用して、そこら辺も考えるという答弁もされましたけれども、確実に学ぶ機会を与えられるようなそういう生活困窮家庭の奨学金の制度にしても、両建てで、何とかその新しいその基金のもとでやってもらう。それも含めて、今後の方向性を出していただきたいと思っておりますけれどもそれはどうですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>染川議員のご質問にお答えいたします。先ほど私の答弁の中でですね、ちょっと誤解を招くような発言があって、申し訳なく思っておりますが、生活困窮者に対する就学支援については、この奨学資金というのとは別にやはり考えていかないといけないんだらうというふうに、申し上げた次第でございます。</p> <p>したがって、奨学資金を2制度をつくるということではございませんで、あくまでも奨学資金については、今回新しく奨学ローンと設定するものが1つでございます。</p> <p>ただ、染川議員おっしゃるように、金融機関の融資審査が全て通るわけではないというこの現実もございますので、それについてはどういような形ができるのか。それは別に考えるということもあります。ただしそれは奨学金という話ではないということだけのご理解いただきたいと思います。</p> <p>私どももですね、これまで半年ほどずっと教育委員会と議論、重ねてきておりまして、その中でいろんなパターン、私自身も長島町にお伺いしまして、長島町の運用の現状、そういったものも調査した上で私どもの制度を今構築しかけているところでございますので、まずはこれでスタートさせていただいて、先ほどおっしゃったような生活困窮者対策の学びの場の創出については、別立てで、何らか支援が出来ないものかというのと考えていきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番	大体、説明で理解もするわけですがけれども、今、先進事例を言われました

染川議員	けれども、やはりそれを学ぶ機会というのは、たとえどういふ家庭、どういふ子どもたちであっても平等でなければいけない、そういう中で、もし、そういう方々がいた場合には、等しく同じじゃなくても、そういう考え方の方々に方向性もちゃんと示して、公平な形での教育を受けられるような方向性を必ず、どういふ家庭でも示していただきたいと思ひますんで、よろしくお願ひします。答弁は要りません。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 44 号、錦江町奨学基金条例についてを採決します。お諮りします。議案第 44 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号錦江町奨学基金条例については、原案のとおり可決されました。
	<p>日程第 4 認定第 1 号</p> <p>日程第 5 認定第 2 号</p> <p>日程第 6 認定第 3 号</p> <p>日程第 7 認定第 4 号</p> <p>日程第 8 認定第 5 号</p> <p>日程第 9 認定第 6 号</p> <p>日程第 10 認定第 7 号</p>
○笹原議長	<p>日程第 4、認定第 1 号、令和 3 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について。</p> <p>日程第 5、認定第 2 号、令和 3 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。</p> <p>日程第 6、認定第 3 号、令和 3 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。</p> <p>日程第 7、認定第 4 号、令和 3 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について。</p> <p>日程第 8、認定第 5 号、令和 3 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について。</p> <p>日程第 9、認定第 6 号、令和 3 年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。</p> <p>日程第 10、認定第 7 号、令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入</p>

	歳出決算の認定についての7議案を一括議題とします。本件について審査の経過及び結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。池田決算審査特別委員長。
	(池田決算審査特別委員長 登壇)
○池田決算審査特別委員長	<p>令和3年度 各会計決算審査特別委員会委員長報告</p> <p>令和4年9月6日、9月定例会において、決算審査特別委員会に付託された、認定第1号「令和3年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和3年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7会計を4日間にわたり審査しましたので、その審査経過と結果について報告します。</p> <p>まず、9月6日に特別委員会を開催し、審査の日程を決定しました。</p> <p>審査は、9月8日から13日までのうちの4日間で行ない、予算審査特別委員会と同様、課ごとに審査する形式で説明を求め、7会計の決算書及び決算説明資料に基づき、関係課長の説明を受け、審査を行ないました。</p> <p>審査にあたっては、予算執行は計画的かつ効果的に行なわれたか、予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったのか、また、町民にとって事業効果が見込めるものとなっているかを主眼において審査いたしました。</p> <p>審査の結果については、日程順により報告いたしますが、各会計の決算書及び決算説明資料については、全員に配布されており、計数については省略し、質疑・応答は主なものを報告しますことをご了承ください。</p> <p>【質疑及び意見】</p> <p>9月8日から、総務課のほか、14課局の所管する歳入歳出決算について審査を行ないました。主な質疑等は次のとおりです。</p> <p>(現地調査)</p> <p>避難所資機材整備事業、若手職員未来チャレンジ事業について調査しました。両事業ともに総務課が担当したものであることから、引き続き行った総務課の審査において、意見することとしました。</p> <p>(総務課)</p> <p>「建物維持費の委託料について、自家発電設備保守点検委託などは支所分が別に支出されているが、まとめて経費削減につなげることはできないか。」との質疑に「発電機のディーゼルエンジンが同じメーカー製であれば可能かと考える。今後検討する。」</p> <p>「若手職員未来チャレンジ事業について、ペッパーについては話題性はあるが、総合案内としてはどうなのか。他町のように総合案内係として若手職員</p>

を配置することで、教育にもつなげる考えはないか。」との質疑に「昨今のデジタル化の流れもあるので、利用率が上がるように、わかりやすくなるように検討していく。総合案内係の配置についてだが、困っている方に気が付かないことのほうが職員として問題である。例えば玄関を入れば、正面に会計課があり、すぐ住民税務課があり職員がいるわけなので、いかに職員がそれに対して迅速に動き、案内するかというのが本来の姿であろうと思うので、職員の教育を含めて、もう少しお時間をいただきたい。」

「若手職員未来チャレンジ事業について、休憩スペースはできてはいるが、そもそも玄関周辺について、ガラスケースや公衆電話の設置個所について、見直すべきではないか。」との質疑に「休憩スペース設置の際にある程度整理をしたが、さらに工夫したい。」

「若手職員未来チャレンジ事業について、ペッパー君については総合案内係として即効性があるものではないと考えるが、世の中の流れの中で、こういうものもあるんだと目に触れる機会と考えれば、効果はあるものとする。若手職員の取り組みとしての意義など、効果としては目に見えない部分もあり、地域に根付くまでは時間のかかる取り組みだと思うが、必要なことだと思うので、継続されたい。」

「電算管理費の役務費について、光回線に置き換えるとしていた I S D N の利用料が支払われているようだが。」との質疑に「光回線への置き換えは完了したが、それまでの間の I S D N 等の利用料を支払ったため。」

「新型コロナウイルス対策費について、こちらでホームページリニューアル事業の費用を支出しているが、関連性に関して伺いたい。また、DXを進める上で今後の財源は。」との質疑に「コロナ禍で来庁をひかえる方のために、さまざまな情報を提供することと、ホームページ上で申請手続きも行えるように仕様を変更した。今後の財源については、その他の国の事業等を活用していく。」

「消防施設費の原材料費について、消火栓の、地下式から地上式への移行を毎年行っておられるが、進捗状況をお聞かせいただきたい。」との質疑に「消火栓は町内に 244 か所あり、そのうち地上式になっているのが 166 か所で、残りの 78 か所がまた地下式なので、随時、年間 6 ～ 7 か所ずつ改修を行っていく予定である。」

「県支出金の電源立地地域対策交付金事業について、今回も 450 万円の歳入であるが、下がることはないのか。」との質疑に「今のところ例年どおりの額で、据え置かれている。」

「諸収入の家屋全棟調査委託業務遅延利息について、金額の根拠を示されたい。」との質疑に「本来課税されるべき額との差額である。」

「予算全般について、予算流用が見られるが、補正等で対応できなかったのか。」との質疑に「職員手当や、マイクロバスの車検にかかる重量税等において、調査不足や計上漏れがあり、やむなく予算流用で対応した。」

「出資金及び出捐金等について、株式会社おおすみ観光未来会議の 25 万円については、資本金として支出したものと理解してよろしいか。」との質疑に「お見込みのとおり。」

(議会・監査委員事務局)

質疑なし

(農業委員会)

「農業委員会費について、機構集積支援事業だが、全筆に対し調査が行われ、遊休農地等が判定されているわけだが、所有者がご存命でない場合、こういった遊休農地とか中間管理機構で管理するこのような農地に関しては、今後どのような取扱いがなされるのか。」との質疑に「相続登記がなされていない土地は、本町のみならず国においても課題となっている。2年半後に予定される登記法の改正に合わせ、周知を図りたい。」

「農業委員会費について、耕作者が管理を怠り、かなり荒れている農地がある。蛇や害虫の温床となっていたり、貯水路管理にも問題がある。このような状況に対しては、農業委員会の対応を徹底すべきではないか。」との質疑に「場所はこちらでも把握している。法にのっとってというのが大原則であるが、解決に向けて動いていきたい。」

(産業振興課)

「地方創生推進費について、農産物販路拡大・加工検討委員会運営補助だが、補助金額 150 万円に対して今年度の事業実施分が 21 万 2,912 円ということだが、実施内容を示されたい。また繰越額が大きいのではないか。」との質疑に「田代大根占間でのインゲンのリレー栽培に係る備品購入と、種子や資材購入に対する助成を行った。また、水産物に関するイベント参加の際の食料品代への補助である。なお、ご指摘のとおり繰越金が大きいため、令和4年度においては補助金申請を行わない。」

「新型コロナウイルス対策費について、飲食店への支援を行っているが、改善が見られたか。また令和4年度においても支援を求める声があるのか。」との質疑に「非常に厳しい状況が続いているものと認識している。現時点で直接的に支援を求める声は届いていないが、県の事業で、よろず相談事業とい

うものが、商工会が窓口となって月に1回、定期で開催されている。これらを通じるなどして、把握に努めたい。」

「農業振興費の補助金について、不用額が140万円程度あるが、補正対応できなかつたのか。」との質疑に「新規就農者の総合支援事業等、事業者への補助が、相談は来ていたが実績としてそこまで至らなかつたものがいくつかあり、減額補正ができなかつた。」

「農業振興費について、特産品ブランディング事業だが、事業効果を示されたい。」との質疑に「参加した農家それぞれが目標を立てて事業に臨まれたが、有機JASの認証取得が6件、生産現場におけるICT導入が畜産農家で11件、ピーマン農家3件、国内外における新規の取引開始件数が5件、JGAPの認証取得が2団体などである。」

「農業振興費について、環境に優しい農業推進対策事業補助金だが、この事業に取り組み生産された作物に対し、その取り組み自体を付加価値として販売する考えはないか。」との質疑に「現在も検討しているが、今後も引き続き検討する。」

「土づくり支援センター費について、設備全体の見直しや、収益を向上させるための設備投資など、計画があれば示されたい。」との質疑に「老朽化が進み、大幅な設備更新が必要かとは考える。長期的な視野に立って、考えてまいるたい。」

「林業振興費について、昨今、山林の伐採が多数目にされるが、森林組合等と連携して地主に植林を促すなどの対策はとっているのか。」との質疑に「森林環境税を活用した、令和の森づくり交付金を創設している。それらを活用しながら植林を推進したい。」

(会計課)

「土木費について、需用費について一括管理を目的に支出しているが、他の費目において、別な消耗品も一括管理をする考えはないか。」との質疑に「土木費の道路新設改良費については、起債事務費に係る消耗品を一括管理しており、これと別に会計管理費においてその他の消耗品を購入して一括管理している。今のところは現状のとおりとする。」

「基金の債権運用について、昨今の円安の状況等を踏まえ、今後の考えを示されたい。」との質疑に「要綱により15億円が債権の上限と定められており、現在約14億円であることから購入は控えるが、売却は市場の動向を見ながら判断したい。」

(健康保険課)

「予防費について、予防事業だが、予算執行率が低い原因は何か。」との質疑に「成人用の肺炎球菌ワクチンの接種率が低く、年度末まで接種勧奨を行ったため。」

「母子衛生費について、コロナ禍の状況下、妊娠や出産に関する相談件数は。また、小児科オンラインの実績は。」との質疑に「妊婦教室において、30人程の妊婦がいるが、相談に乗れている。小児科オンラインは登録件数が198件で、毎月の利用実績としては7件から10件程である。」

「健康増進事業費について、訪問指導が必要な方については、独居で家族等が町外に在住という方もいると思うが、改善に向けては、その家族へのサポートや声かけがあると効果的かと考えるが。」との質疑に「本人の希望が前提ではあるが、検討したい。」

「保健センター費について、トレーニングマシンの取扱い講習会を受講した方から、受講してから登録証の発行まで2～3週間かかり、もどかしい思いをしたと伺った。もう少し迅速に行えないか。」との質疑に「速やかに行うよう対処してまいりたい。」

(建設課)

「道路新設改良費について、山ノ口塩屋線道路改良工事だが、住民から、当該路線上の街路樹が、大型車両の行き来に対し非常に邪魔になっているという話を伺っている。落ち葉が大量に散れることもあり、枝の長さや樹木の高さを伐採して調整するなど、対応できないか。」との質疑に「県管理ではあるものの、緊急的な部分をやむを得ず建設課で伐採した。今後、県と協議の上、あらためて対応を依頼する。」

「土木総務費について、錦江町湾岸道路構想イメージ図作成業務委託だが、今後、町としてどういう展開を考えているのか。」の質疑に「国会議員や大隅河川国道事務所に対し、要望書を提出した。今後、大隅総合開発期成会において本町からの要望として取り扱うなどし、粘り強く要望を続けていく。」

「土木総務費について、大隅縦貫道整備促進協議会負担金だが、検討が進んでいるかと考えるが、状況をお聞かせ願いたい。」との質疑に「10月に開催予定の協議会において、おおむねの路線位置等が報告される見込みである。また、11月に、地元に対し工事に関する説明会が開催される見込みである。」

「橋梁維持費について、第二塩屋橋架替工事測量設計業務委託だが、山ノ口塩屋線道路改良工事との兼ね合いで、高低差等の調整が十分に考慮なされて

いるか。」との質疑に「橋の架け替えを考慮したうえで、当該路線工事の測量設計を行っているところである。」

「港湾建設費について、海岸高潮対策事業により鳥浜海岸の整備がなされ、緑地地帯が設けられているが、そこの立木が1本枯れているが、今後対応されるのか。」との質疑に「県直轄の事業であり、対応はなされるものと考えているが、町からも報告する。」

「住宅管理費について、木原住宅の解体工事がなされているが、町としては跡地の利用をどのように考えているか。」との質疑に「現段階では白紙であるが、まちづくり懇談会などの場を通じて、自治会の方々と意見交換をしながら検討していきたい。」

「国庫支出金について、社会資本整備総合交付金だが、予算額に対し、調定額と収入済額が低いようだが。」との質疑に「差額については繰越となり、令和4年度に交付される。」

(住民生活課)

「総務費の一般管理費について、クレーム対応業務委託の内容について示されたい。」との質疑に「地籍調査に係る申出2件に対応するもので、弁護士に依頼する費用である。」

「地籍調査費について、田代地区が82%完了したとのことだが、全て終わるのは何年の予定か。またその時点で、この事業は完了という認識でよいか。」との質疑に「令和8年で終わる見込みであり、その時点で当該事業は全て完了となる。」

「福祉ふれあい広場管理費について、高齢化等により地域による維持管理が難しくなってきたのではと感じるが、今後の方向性については、どういうふうに考えているのか。」との質疑に「なかなか厳しい状況になってきている地区もある。令和3年度から6年度までは協定を結んである。その期間は、管理をされると聞いている。」

「福祉ふれあい広場管理費について、説明資料に、各施設の問題へ早急に対応することができたとあるが、どのような問題が生じたのか。」との質疑に「大きな問題は発生していないが、台風等により建物のサッシが割れるなどした際は、我々のほうで対応している。」

「保健センター費について、熱量や電気料など、バイオマス発電施設の効果を示されたい。」との質疑に「電気料は、令和2年度と比較して16万円の減

となった。入浴施設へのお湯の供給は、コロナ禍で入浴機会の確保に積極的に取り組めなかった。」

「公民館費について、樹木剪定委託業務がゼロ円となった理由を示されたい。」との質疑に「田代開発センター前の、イヌマキの剪定費用を予算化していたが、シルバー人材センターが講習の一環として、無料で剪定して下さったためである。」

(住民税務課)

「滞納処分費がゼロであった理由を示されたい。」との質疑に「車や家屋等、換金が必要となる物件の差押えがなかったためである。」

「差押えの実績を示されたい。」との質疑に「預貯金が6件、生命保険が1件、国税の還付金が1件、給与が6件であった。」

「税務調査費について、家屋全棟調査業務委託は令和3年度で終了か。また今後の固定資産税の課税額はどのように推移する見込みか。」との質疑に「当該業務は令和3年度の調査をもって終了となる。また課税額については、土地と家屋は減少、償却資産は太陽光パネル等の設置により増加の傾向にある。」

「環境衛生費について、ごみ分別アプリサーバー使用料だが、アプリの利用者数や、利用者からの要望、今までにどれくらいのアップデートがなされたか示されたい。」との質疑に「ダウンロード数は月30件程度で、仕様変更のアップデートは導入当初からしていない。」これに対し「不具合等を改善し、利用者に対しアンケートをとるなどして、利便性の向上に努められたい。」との意見があった。

墓地公園費について、墓地公園草払業務委託だが、シルバー人材センターに委託されているが、斜面については勾配が急で危険なため、払うことができないとの意見を聞いたが、令和4年度はどう対応するのか。また利用者から、場所により階段を使わなければならない、車で乗り付けられるよう墓を1か所に集約してもらえないかとの声があるが、検討できないか。」との質疑に「該当の斜面については、令和4年度からシルバー人材センターが対応できないとのことで、我々で草払いと除草剤散布を行った。墓の集約については、公園内の最適な場所にすべてを収容できるだけの容量がなく、難しいと考える。」

「町税について、全体的に不納欠損や収入未済があるが、生活に困窮している方が大半で、悪質な方はほとんどおられないとのことだが、何かしらの支

援や対応、情報提供が必要かと思うが、町としてどのような取り組みを考えているか示されたい。」との質疑に「パーソナル支援機構にお願いして、生活困窮者対策等を行っている。子ども達の教育の面、福祉的な支援、食糧支援などを引き続き行っていきたい。」

(政策企画課)

「総務費の一般管理費について、未来づくり専門員起業支援補助金だが、100万円という算出額の根拠について示されたい。」との質疑に「当該補助金は、総務省の支援制度を参考にして作っており、同額としている。なおそのうちの0.5が特別交付税措置される。」

「総務費の一般管理費について、地域おこし協力隊マネジメント業務委託だが、具体的に取り組み等を示されたい。」との質疑に「株式会社燈に委託し、毎月1回の定例会開催や、新規に協力隊を募集するときの窓口になっていただいている。」

「企画費について、地域づくり事業補助金だが、予算額500万円のうち30万円を、先駆的な活動に取り組む地区公民館に交付する形だが、令和3年度は該当がなかったのか。また、どのような活動に対して交付されるのか。」との質疑に「令和3年度は申請がなく、令和4年度に宿利原地区公民館が手を挙げている。地域ビジョンを策定し、その計画を実現するために行う先駆的な活動に対して、補助金を交付する。」

「企画費について、大隅5町婚活連絡協議会負担金だが、令和3年度の実績を示されたい。」との質疑に「コロナ禍で、オンライン形式で3回イベントを実施し、1回目のイベントで本町の方1名がカップル成立となった。」

「企画費について、コミュニティ助成事業だが、上限が250万円とのことで、どのようなものが対象で、申請は先着順なのか。」との質疑に「まず年度あたりの件数については、県から割り当てられ、2～3件程度である。テレビやエアコンなど、自治会の活動で必要なものであれば対象となり、相談のあった順に対応している。」

「企画費について、空き家対策事業だが、空き家バンクの登録件数が少ない。登録用件等、町民への説明資料などは作っていないのか。」との質疑に「説明資料は作っていないが、チラシや広報誌掲載は行った。」「議員の皆さま方からのご支援というのも非常に期待しているところである。」

「地方創生推進費について、イノチャレ2021への参加が3名、夢発見プログラムへの参加が6名ということで、少なく感じる。令和4年度においての

改善策を示されたい。」との質疑に「イノチャレについては、学校に協力をお願いし、令和4年度は学校の授業の中で、総合的な学習の枠において取り組んでいただけることになった。夢発見プログラムについては学校にお願いできない部分があり、小中学校に足を運んで事業の趣旨を説明しながら、先生方からも子どもたちに声掛けをしてもらいたいと考えている。」

(未来づくり課)

「企画費について、ふるさと納税事業だが、広告料のウェブ広告については、ソフトバンクの1本だけでこの費用なのか。また、ソクリエイト代行料について、内容を具体的に示されたい。」との質疑に「ソフトバンクを通じて、11月から12月にかけて、ヤフーのニュースサイトに広告を掲載していただいた費用になる。ソクリエイト代行料については、楽天の、ふるさと納税のページにおいて、バナー広告を掲載する費用であり、MIRAI創生協議会が総額支払いを代行した分の、協議会への分割払い額である。」

「企画費について、ふるさと納税事業だが、実施内容で、返礼品の高品質画像化とあるが、具体的にどのようなことをしたのか示されたい。」との質疑に「商品画像は、これまで返礼品の商品事業者から提供を受けていたが、よりよいものにするために、協議会で機材等をそろえて、背景に配慮するなどし、撮影しなおした。」

「ふるさと納税基金について、この基金をどういうふうに使っていくのかという協議の場としては、どのように考えているのか示されたい。」との質疑に「MIRAI想像・創造コンテストを通じて町民から政策案を募集し、その結果に基づきMIRAI協議会から出された提言によるものと、町民や地域が抱える課題解決のための施策を、職員がしっかりと具現化できる力を身につけるため、職員からの立案によるもの、これらを担当課と財政係が予算査定の段階でしっかりと協議の上、充当させていきたい。」

「地方創生推進費について、地域活性化拠点事業だが、シャワーユニットの運用状況を示されたい。また今後において、ワーケーションで訪れた企業と町民との交流等で、利用することが可能か。」との質疑に「ワーケーション利用者が、サップなどの海での体験型コンテンツを行った際に利用することを想定して導入したが、コロナ禍で2件の受け入れにとどまった。また、そのような交流の場があれば、ぜひ使っていただきたい。」

(介護福祉課)

「社会福祉総務費について、錦江町地域自殺対策強化事業委託だが、委託先のパーソナル支援機構から、問題点や要望の報告はないか。」との質疑に「委

託先から毎月報告書をいただいているが、そのような報告はされていない。」
社会福祉総務費について、福祉タクシー利用助成だが、のべ2,738件の実績とあるが、実人数と利用率を示されたい。」との質疑に「391名で、4,692,000円分のチケット交付に対し、利用実績は1,369,000円で、29%の利用率であった。」

「社会福祉総務費について、肝属地区精神障がい者福祉促進の会運営補助だが、繰越額が大きいのが、コロナ禍で活動が難しかったのではないか。」との質疑に「当該団体から話を伺ったところ、コロナ禍で活動が思うようにできなかったとのことで、令和4年度は補助額を5万円引き下げて申請があった。」

「老人福祉費について、シルバー人材センター運営費補助金だが、同センターの運営状況を示されたい。また、会員の高齢化やなり手不足が懸念されるが、どう考えるか。」との質疑に「単年度収支でみると赤字であり、会員不足等もあるところで、令和4年度から補助金額を引き上げた。ただしその条件として、高齢化による作業班等の稼働率低下への対策と、派遣事業を積極的に取り組むことをお願いした。」

「老人福祉費について、訪問給食サービス事業委託だが、委託先が替わり、問題等はないか。」との質疑に「利用者や、委託先業者からは、特に問題等は耳にしていない。」

「老人福祉費について、委託料において不用額が200万円ほどあるようだが、その理由を示されたい。」との質疑に「訪問給食サービスの委託料は単価契約であり、見込みによる予算額と実績額とで差異が生じたため。」

「児童福祉総務費について、支援対象児童等見守り強化事業委託だが、この支援対象者に対しては、今も支援が続いているのか。」との質疑に「改善がまだ見られないところは、支援を継続している。」

「児童措置費について、保育士等処遇改善臨時特例事業だが、保育士や幼稚園教諭等の賃上げを目的としているが、確実に行き渡ったのか。」との質疑に「各園から実績報告を受けており、確認できている。」

「児童福祉施設費について、大橋公園トイレ解体撤去工事だが、今後トイレを新設する考えはないか。」との質疑に「監査委員からも同様の意見があった。検討したい。」

「保健衛生総務費について、業務効率化研究事業だが、どのような検証を行ったのか示されたい。」との質疑に「職員の給与システムを使い実証を行った。」

効率化を含めて、意識向上を目的として実施したものである。」

(教育課)

「新型コロナウイルス対策費について、学校用タブレットフィルタリングソフト導入業務委託だが、学習や調べものが、制限がかかることにより使いづらくなったとの声はないか。」との質疑に「今のところ、そのような声は上がっていない。」

「教育振興費について、中学生英語検定受験手数料だが、希望した生徒への支出か。また、英語を活用する場面や仕事をイメージとして持たせることで受験意欲を上げる取組は考えられないか。」との質疑に「教育委員会として考えているのは、ALT等を通じて、授業での外国語が交流の場でも生かせるような形を模索し、使える英語に変えていきたいということで、実用英語である英検を子どもたちに推奨していきたい。」

「社会教育総務費について、青年団協議会への補助だが、繰越額が大きいようだが、当該団体の現在の状況を示されたい。」との質疑に「団員数は34名で、令和3年度においてはコロナ禍で活動ができなかったところだが、令和4年度においては活動を再開し、大原中学校跡地でイベントを行うといったことを聞いている。未来づくり専門員や移住者、若手の役場職員などが加入して、団員数も増えてきている。」

「文化財保護費について、伝統舞踊などは、継承者の高齢化が進んでおり、映像として記録を残すべきではないか。」との質疑に「県下の伝統芸については、県の視聴覚ライブラリに集約されている可能性がある。情報を提供くだされば、調べることは可能である。」これに対し「町内の伝統芸能の保存という観点から、映像として残してほしい。」との意見があった。

「社会体育費について、負担金、補助金及び交付金に100万円程度の不用額が生じているが、その理由を示されたい。また、補正対応できなかったのか。」との質疑に「コロナ禍により町民体育大会が実施できず、町体育協会に補助金として支出していた大会経費分が返納されたためである。また、体育大会は10月に開催を予定していたもので、補正対応は可能であった。以後気を付けたい。」

(観光交流課)

「観光費について、敵対都市提携促進事業だが、コロナ禍において、どのような事業を行ったのか。」との質疑に「ノベルティグッズの作成と、SNSを使ったオンラインショッピングと観光PRを行い、コロナが落ち着いた時期に、福岡でPR活動を兼ねた物産販売を行った。」

「観光費について、イメージアップPR事業と錦江町タウンプロモーション事業で作成したPR動画を、ホームページやYouTubeに掲載したと思うが、効果をどう認識しているか。」との質疑に「コロナ禍で思うように活かせなかったが、LINEの、本町公式アカウントのフォロワー数が100件ほど増えた点は事業効果によるものと考えている。」

「トロピカルガーデン管理費について、施設の老朽化が進んでいるものと考ええるが、設備更新について、今考えているところがあれば示されたい。」との質疑に「ボイラーなど、確かに老朽化が進んでいるが、現時点では更新は考えておらず、保守点検委託を続けながら、必要に応じて修繕しながら対応していきたい。」

「神川大滝公園管理費及び花瀬公園管理費について、いずれも委託料の遊具保守業務が、ゼロ円の実績となっている。コロナ禍で遊具の利用が少なかったためとしているが、もしコロナが収まり利用が増えた場合などを想定すべきではなかったか。そもそも利用が少ないから点検をしないという考え方はどうなのか。」との質疑に「おっしゃるとおりで、今後、点検は確実に行っていきたい。」

「奥花瀬休憩施設管理費について、修繕料だが、額が大きい。例えば水漏れ等の場合、故障箇所が拡大する前に速やかに町に報告するなど、施設管理者側も迅速に対応すべきではないか。」との質疑に「そのように対応してもらおう。」

「雑入について、労働保険料に還付金が発生しているが、その理由を示されたい。」との質疑に「年度途中で、花瀬でんしろ館の管理人が1名退職されたため。」

(産業建設課)

「農業振興費について、小規模農地整備事業だが、申請者3名の実績内訳と、令和4年度の申請状況を示されたい。」との質疑に「1件目は鶴園自治会内で2筆1,071㎡。2件目は盤山自治会内で6筆4,095㎡、3件目は久木野自治会内で4筆1,318㎡。令和4年度においては2件の相談があったが、申請には至っていない。」

「公有林管理費について、ふるさとの森生産性強化対策事業により、8.58haの間伐をされたとのことだが、脱炭素の観点から、J-クレジット等に取り組み、町としての財源にするというような考えはないか。」との質疑に「J-クレジットなどもあるが、町としては再造林が進まないことが1番の問題と考えている。今月中に、学識ある方々が参加のもと、水資源保全条例の有識者会

議を立ち上げる。CO2削減やカーボンニュートラルなども含めて検討しなければならないが、当面は再造林率を上げることに主眼を置いて進めていきたい。また脱炭素における2030年目標に向けては、クレジット等取り組めるものがあれば検討していきたい。」

「道路維持費について、路肩等伐開事業だが、シルバー人材センターに委託しているが、同センターの高齢化や人手不足が懸念される中、計画どおり遅滞なく事業を完了できたのか。またそれに備えた対策は検討しているか。」との質疑に「人手不足により作業効率が落ちていると感じるが、例えば樹木の伐採などは、土木業者に依頼するなどして補完しながら行っている。」

(総括)

「業務効率化研究事業や、職員の人材育成等に取り組まれているが、町民との、問い合わせ等における対話の中で、勘違い、思い違いを防ぐ取り組みを前もって行っておくことで、トラブルを防ぐことができるものとする。このようなことを念頭に、業務改善や人材育成に取り組む考えはないか。」との質疑に「特定の窓口対応等について、担当者以外の職員でも標準化した対応が可能となるよう、事務処理手順書を作成するよう各課長に指示した。業務改善もだが我々のそもそもの役割として、今後もしっかりと対応させていただきたい。」

「相談窓口業務が充実しているとは感じるが、その案内については、例えば公共施設にチラシを貼るとか、広報誌には常に掲載するなど、いろいろな形で常に目につくような配慮が必要であるとする。この質疑に「公共施設に来ることができる方にはまだ情報が伝わると思うが、それ以外の方にはどのように伝えるかというのは、大きな課題だと認識している。十分検討してまいりたい。」

「歳出について、年々人口減少が進む中、歳出規模は今後どういう推移をすべきなのか想定されていたら示されたい。」との質疑に「自主財源については、人口減に伴う税収の減は懸念しているところで、そのような中、ふるさと納税の安定的な確保が大事なことを考えており、我々の政策や在り方に共感くださった方々の、町の取り組みに対するご支援でもあるので、しっかりと取り組んでいきたい。それから依存財源は非常に厳しい状況ではあるが、地方交付税が一気に減少するとは考えていない。このところ本町の当初予算規模としては、60億円前後で推移しているが、基準財政規模が48億円程度ということも考慮すると、60億円以下で一般会計を運営していかなければならぬだろうと見込んでいるが、一方で高齢化が進んでおり、社会保障関連費が伸びてくる。人口減少がもたらす予算規模への影響を鑑み、社会増減をゼロに持っていくために、サテライトオフィスやワーケーション、こういったと

ころの充実をさらに図っていきたい。」

「次世代の農業者、農業後継者への支援については手厚い制度、事業が展開されているが、昨今の耕作放棄地の増加、農業資材高騰等も踏まえ、さらに力を入れるべきではないか。」との質疑に「資材高騰については国も、みどりの食料システム戦略の中で、肥料高騰、飼料高騰についての対策を進めており、また、産業振興課、産業建設課において肥料高騰の対策をどうやるか、動いているところである。農業後継者等についても、新規就農の支援金や町単独補助などあるので、しっかりとサポートしていきたい。」

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第1号令和3年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(国民健康保険事業特別会計)

「出産育児一時金について、1件当たり42万円が支給されているが、この額で賄えているのか。」との質疑に「報道がなされているように、42万円では足りない状況が出てきており、限度額を引き上げるという議論もなされているところである。」

「国民健康保険税について、不納欠損額及び収入未済額が非常に大きい。これらの対応については。」との質疑に「不納欠損額については、過去に手続きすべきであった分までまとめたため、額が大きくなった。徴収については預金差押え等を積極的に行うなど努力している。」これに対し「時効を迎えないために少しでも収めてもらうなどし、公平性の確保に尽力されたい。」との意見があった。

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第2号令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(後期高齢者医療事業特別会計)

「健康調査費について、コロナ禍の影響を受け、個別健診を勧奨したが受診率が低下したとあるが、現段階においては、どういう形で進めているのか。」との質疑に「受診時期を分かりやすくするために申込書の様式を見直し、また未受診者に対して個別健診や人間ドックの案内を行うなどしている。」

その後、討論を行ないましたが、討論もなく、認定第3号令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(介護保険事業（保険事業勘定）特別会計)

「居宅介護住宅改修費について、申請をしてから設置までにどの程度の期間を要しているのか。」との質疑に「1カ月程度である。」これに対し「できるだけ事務を詰めて、迅速に対応していただきたい。」との意見があった。

「一般介護予防事業費について、げんきぼ教室等、各教室が実施されているが、要介護1又は2の方が対象とのことで、3又は4の方を対象としたものは実施できないのか。」との質疑に「申請があれば、医師会等からリハビリの先生が個人宅を訪問する支援がある。」これに対し「広く住民に周知していただきたい。」との意見があった。

「保険料について、現年度特別徴収だが、還付未済が発生しているが、その後還付できたのか。」との質疑に「対象者が亡くなられたため、相続人等を調査中である。」

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第4号令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計)

「ケアプランを作成するに至る過程を示されたい。」との質疑に「民生委員や地域の方等からの相談を受け、包括支援センターが作成する。」

その後、討論はなく、認定第5号令和3年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(簡易水道事業特別会計)

「簡易水道維持費について、ポンプ場等電気使用料だが、田代地区の宮前水源地の分が比率として大きいと考える。当該施設は老朽化が進み、漏水のことも踏まえると、ポンプに負荷がかかっていると推察される。設備更新が今後必要かと思うが、昨今の電気料高騰もあり、バイオマス発電からの送電による電力費削減をされているとはいえ、例えば太陽光パネルや小水力発電等の導入など更なる対策を合わせて導入する考えはないか。」との質疑に「漏水については改善されており、現在のところポンプの稼働状況は、平時の状態にあると認識している。太陽光パネル等については検討はしたいが、現時点では導入の考えはない。」

「簡易水道事業基金について、老朽化が進み全面的にやり替えるとなると、

	<p>莫大な費用がかかると思うが、将来に向けての計画があれば示されたい。」との質疑に「老朽化に対する計画は立ててはいるが、おっしゃるとおり多額の費用を要するものであり、現在の予算状況と照らし合わせながら、再検討する必要がある。」</p> <p>その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第6号令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。</p> <p>(農業集落排水事業特別会計)</p> <p>質疑、討論はなく、認定第7号令和3年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。</p> <p style="text-align: right;">令和4年9月21日 決算審査特別委員会 委員長 池田 行徳</p>
	(池田決算審査特別委員長 降壇)
○笹原議長	<p>ここで、議員の皆様にお諮りします。ただいま、決算審査特別委員長から、会議規則第41号、第3項の規定によって、委員長報告を省略して会議録には委員長報告全文を掲載するとの申出がありました。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、委員長報告は省略することに決定しました。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。認定第1号、令和3年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第1号、令和3年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第1号、令和3年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第2号令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。</p>

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第2号、令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第2号、令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第3号、令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第3号令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決を起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第3号、令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第4号、令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定についてを討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第4号、令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第4号、令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第5号、令和3年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第5号、令和3年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第5号、令和3年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第6号、令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第6号、令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第6号、令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第7号、令和3年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第7号、令和3年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。令和3年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p>
	日程第11 議員の派遣について
○笹原議長	<p>日程第11、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。
	日程第 12 委員会の閉会中の特定事件の調査について
○笹原議長	日程第 12、委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
○笹原議長	日程第 13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。 令和 4 年度第 3 回錦江町議会定例会を閉会します。
	散会 11:12